

## 手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス  【職業紹介サービス】	成功報酬  当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定通知書や労働条件通知書等に記載されている額）の 100%を上限とします。  手数料負担者は 求人者 とします。

上記の範囲内で個別に求人者等と定めます。上記手数料には消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 13-ユ-311760  
事業主 株式会社シーマインドキャリア